

奥州市事務用共通封筒広告掲載事業仕様書

1 趣旨

この仕様書は、市で使用する広告を掲載した事務用共通封筒（以下「広告封筒」という。）の無償提供に関し、奥州市事務用共通封筒広告掲載事業実施要領（以下「要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 使用期間・使用枚数

要領第3に規定する使用期間・使用枚数については次のとおりとする。

(1) 使用期間

原則として令和8年10月1日から令和11年9月30日までの3年間とする。

広告主に関しては毎年更新することとする。（内容は奥州市に報告する。）

(2) 使用枚数

使用期間において年間で見込まれる使用枚数については次のとおりとする。

ア 角形2号 60,000枚

イ 長形3号 112,000枚

ウ A列4番対応封筒 80,000枚

エ A列5番対応封筒 20,000枚

3 広告封筒の納入方法等

要領第4に規定する広告封筒の納入方法等については次のとおりとする。

(1) 広告封筒は、令和8年9月18日（金）までに市が指定する場所に納入する。

(2) 年間を通じて分納が必要な場合は、市と無償提供者が協議して決定する。

4 提出期限

(1) 要領第7（2）に規定する提出期限は、令和8年5月15日（金）までとする。

ただし、持参の場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。

(2) 要領第14（2）に規定する提出期限は、令和8年8月19日（水）までとする。

ただし、持参の場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。